

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務 基礎項目評価書 【令和6年12月15日 終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県名護市長

## 公表日

令和6年12月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、以下の事務を行なう。 ①障害福祉サービスの申請受付、支給決定等に関する事務 ②障害支援区分の認定等に関する事務 ③自立支援医療の申請受付、進達、支給決定等に関する事務 ④補装具の申請受付、支給決定等に関する事務 ⑤地域生活支援事業の申請受付、支給決定等に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 名護市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二 項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二 項番 20、53、108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 福祉部 社会福祉課 障がい支援係・障がい給付係
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るお横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康管理に関する事務では、上記の他、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)のパスワード等による保護	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受けることを原則として、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・障害の程度などの理由により申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人で確認することを原則としている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市 総務部 人事行政課	名護市 地域政策部 企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市 総務部 人事行政課	名護市 地域政策部 企画情報課	事後	
令和1年6月21日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	<p>名護市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。</p>	<p>名護市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①障害福祉サービスの申請受付、支給決定等に関する事務 ②障害支援区分の認定等に関する事務 ③自立支援医療の申請受付、進達、支給決定等に関する事務 ④補装具の申請受付、支給決定等に関する事務 ⑤地域生活支援事業の申請受付、支給決定等に関する事務 ⑥(身体障害者手帳所持者が転出した場合) 転出先市区町村への更生指導台帳の送付</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、以下の事務を行なう。</p> <p>①障害福祉サービスの申請受付、支給決定等に関する事務 ②障害支援区分の認定等に関する事務 ③自立支援医療の申請受付、進達、支給決定等に関する事務 ④補装具の申請受付、支給決定等に関する事務 ⑤地域生活支援事業の申請受付、支給決定等に関する事務</p>	事後	
令和1年6月21日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一第84の項	番号法第9条第1項、別表第一の84項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第60条 名護市個人番号の利用に関する条例第4条第1項、第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が含まれる項(16、26、56の2、57、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 項番 108、109、110 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	
令和1年6月21日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月15日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加		新様式に係る項目追加
令和2年11月11日	5. 評価実施機関における担当部署	名護市 市民福祉部 社会福祉課 障がい福祉係	名護市 福祉部 社会福祉課 障がい支援係・障がい給付係	事後	
令和2年11月11日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市福祉部社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市市民福祉部社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市福祉部社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二 項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、別表第二 項番 108、109、110</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 項番 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 項番 20、53、108、109、110</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3</li> </ul>	事後	
令和4年3月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年3月22日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年3月22日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年3月21日時点	事後	
令和6年3月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日時点	令和6年3月21日時点	事後	